

昭和十七年

陸軍省大日記

陸軍省

第五五号三册ノ二

陸軍省

陸軍省
陸軍省大日記
517~124
258

政務官回付(決行前)

(決行後)

審案
筆記者

陸

軍

保存期限

三年

決裁指定

局長

決行指定



受領番號

要密第一二二二號

起元廳(課名)

件名

獲航手續三閣五件

破集團

昭和十四年十一月十八日

大臣 委

政務次官 委

參與官 高級副官 局長



主務副官 官房主計

書記官

主務課員

大臣官房

受領了結

昭和

年

十一月二十日

受領提出

昭和

年

十一月十八日

連帶(決裁)後

局長(部)局

局長(部)局

課長

課長

(陸軍密電)

次官ヨリ波集團參謀長

南方軍總參謀長宛電報案

(暗號)

波集參電第五〇號返

軍艦保要員並慰安婦ニ對スル渡

航手續ハ昭和七年四月二十三日陸軍

密第一二八三號ノトニ依リ處理

セラルヘキモノナリ

陸軍

尚慰安婦ハ既ニ南方地域ニ於テハ
飽和狀況ナル由ニ付爲念

ニ已ムヲ得サル事由ニ依リ第三國人ノ占
領地ニ渡航スルモノハ個々ニ詮議ス(キ

ニ付陸軍省ニ連絡セラレ度

尚佛印及泰ニ渡航スルモノニ就テハ

軍ニ於テ利用セントスルモノハ斷直

前項ニ準

陸軍

貴方主任に證明書を提出し、

其れ其他一般渡航者ハ外交

手續ニ依ルモノナリ

通電先被(岡ハ参考)

陸軍部 陸軍省 陸軍大臣 陸軍部 陸軍省 陸軍大臣

102

昭和七年十二月八日